

## 2 無償化を受けるための認定

幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、保護者全員が施設等利用給付認定（1～3号）のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象者	認定区分
預かり保育の利用を希望しない人 (下記2・3号認定の対象にならない場合を含む)	1号認定
3(年少)～5(年長)歳児クラスで保育の必要性がある人 (預かり保育の無償化を希望する人)	2号認定
満3歳児クラス(3歳の誕生日から最初の3月31日まで)で 保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯である人(預 かり保育の無償化を希望する人)	3号認定

※満3歳児クラスはすべての幼稚園が実施しているものではありません。



## 3 預かり保育料の無償化

市区町村から「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定(2・3号))を受けた場合に、預かり保育料について11,300円/月(※満3歳児クラスの施設等利用給付3号認定の場合は16,300円/月)まで無償(償還払い)になります。(無償化される額は450円×利用日数です)

### ▶対象になるには

上記2のとおり、2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備して申請してください。

### ▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円/月(上記※は16,300円/月)です。

【無償化給付の受け方】 償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)

償還払いのイメージは、P3「償還払いの手続き方法(イメージ)」を参考にしてください。

## 4 給食費の支払い方

これまでどおり幼稚園にお支払いいただきます。

	改正前	改正後
主食費(ごはん・パン・めんなど)		保護者負担
副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)	保護者負担	保護者負担*

※年収360万円未満世帯及び第3子以降は副食費が免除されます。  
※毎年度認定が必要です。

【免除の受け方】 償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)

## 5 認可外保育施設等を利用されている人

施設に入園していない在宅児童なども含まれます。

### 1 保育料(利用料)の無償化

今まで利用料が助成されていなかった認可外保育施設なども、無償化されます。無償化の対象となるには、市区町村から「保育の必要性の認定」(施設等利用給付2・3号認定)を受ける必要があります。なお、給食費、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

原則として施設からは案内されませんので、保護者自身が市区町村に対して手続きをします。

子どもの年齢	改正前	改正後
3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた 家庭の子ども	施設が定めた 利用料の負担 (全額負担)	合計37,000円/月 まで無償
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた 家庭の子どもかつ住民税非課税世帯		合計42,000円/月 まで無償

### ▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし、無償化の対象施設として市区町村の確認を受けている必要があります。

※従業員向けの託児所も認可外保育施設となります。詳しくは利用している施設にお問い合わせください。

### 2 給付(償還払い)の受け方

施設から領収書や提供した内容の証明書を発行してもらいます。

その後、保護者が市区町村に直接、給付申請書を提出し、利用料の償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)を受けます。償還払いのイメージは、P3「償還払いの手続き方法(イメージ)」を参考にしてください。

複数のサービスを利用している場合、全ての利用料をまとめて請求してください。



### お問い合わせ先

東郷町役場 こども保育課

電話 0561-56-0737(直通)  
〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1



# 幼児教育・保育の無償化のご案内

## 幼児教育・保育の無償化—実施の背景—

2019年5月17日に「子ども・子育て支援法」が改正され、2019年10月から幼児教育・保育の利用料が無償化されます。その目的は、急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることです。

ここに幼児教育・保育の無償化の内容をまとめましたので、無償化による変更点や、無償化の対象となるために必要な手続きの確認などにお役立てください。



## 1 「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校就学前までと、2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日までの年度)までの住民税非課税世帯が対象となります。また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

### 1 無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢	3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
	あり	なし	あり	なし	なし
保育の必要性	あり	なし	あり	なし	なし
住民税課税状況	—	—	非課税世帯	課税世帯	—
施設の 種類	保育所(認可施設)、 認定こども園(保育利用)	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外
	認定こども園(教育利用)	無償		—	—
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育料	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外	—	—
	幼稚園	25,700円/月まで無償		—	—
	幼稚園の預かり保育料	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外	—	—
認可外保育施設、 病児保育、 ファミリー・サポート・センター、 一時預かり	合計 37,000円/月 まで無償	無償化の 対象外	合計 42,000円/月 まで無償	無償化の対象外	

●3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも無償化されます。保育所や幼稚園などに在園している場合は、両方とも無償となります。



## 2 給付認定について

無償化給付を受けるためには給付認定が必要です。  
 保育所や認定こども園（保育利用）を利用する場合は、教育・保育給付認定（1～3号）を受ける必要があります。  
 幼稚園を利用している人、認定こども園（教育利用）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、**無償化給付を受けるために、施設等利用給付認定（1～3号）を受ける必要があります。**詳しくは、東郷町役場こども保育課までお問い合わせください。

### ■教育・保育給付認定

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス
1号	満3歳以上	なし 幼稚園・認定こども園（教育利用）
2号	満3歳以上	あり 保育所、認定こども園（保育利用）
3号	0～2歳	あり 保育所、認定こども園（保育利用）など

### ■施設等利用給付認定

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス
1号	満3～5歳児クラス	なし 幼稚園
2号	3～5歳児クラス	あり ●幼稚園・認定こども園（教育利用） + 預かり保育
3号	0～2歳児クラスかつ住民税非課税世帯（満3歳児クラス）	あり ●認可外保育施設など

## 3 新制度における「保育の必要性」の事由



「保育の必要性」とは、保育者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

### 【保育の必要性の事由】

- ①就労
  - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
  - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
  - ・起業準備を含む
- ⑦就学
  - ・職業訓練校等における就業訓練を含む
- ⑧その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## 2 保育所等を利用されている人

認定こども園の保育利用者（教育・保育給付認定〈2・3号〉）を含みます。これらの施設を利用するには、**保育の必要性があり、教育・保育給付認定（2・3号）が必要です。**

### 1 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	改正前	改正後
3～5歳児クラス	市区町村が設定する所得に応じた保育料	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合		無償化対象外
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合		

- 多子世帯の保育料負担軽減は、兄弟の保育料が無償化されても現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。
- 企業主導型保育施設は、同程度の無償化が図られます。利用している施設にお問い合わせください。

### 【無償化給付の受け方】

現物給付（市区町村が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

### 2 給食費の支払い方

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、直接保育所などにお支払いいただくことになります。

	3～5歳児クラス		0～2歳児クラス	
	改正前	改正後	改正前	改正後
主食費 （ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担	給食費として保護者負担*	保育料として保護者負担	
副食費 （おかず・おやつ・ミルクなど）	保育料として保護者負担			

\*年収360万円未満世帯及び第3子以降は、副食費が免除されます。



## 3 認定こども園を教育利用されている人

施設を利用するためには、教育・保育給付認定（1号）が必要です。

### 1 保育料の無償化

満3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。預かり保育料（2を除く）、給食費（8を除く）、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	改正前	改正後
満3～5歳児クラス	町が設定する所得に応じた保育料	無償

### 【無償化給付の受け方】

現物給付（市区町村が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

### 2 預かり保育料の無償化

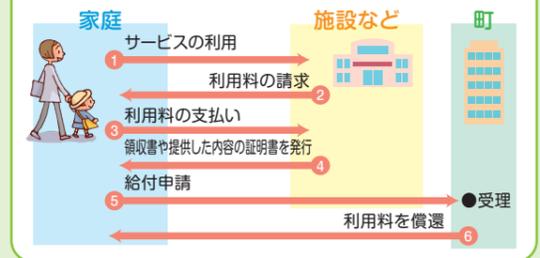
市区町村から「保育の必要性の認定」（施設等利用給付認定〈2・3号〉）を受けた場合に、預かり保育利用料について11,300円/月（※満3歳児クラスの施設等利用給付認定〈3号〉の場合は16,300円/月）まで無償（償還払い）になります。（無償化される額は450円×利用日数です）

- ▶対象になるには
  - 教育・保育給付認定（1号）に加えて、施設等利用給付認定（2・3号）を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。
- ▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合
  - 認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円/月（上記※は16,300円/月）です。

### 【無償化給付の受け方】

償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）

### ■償還払いの手続き方法（イメージ）



### 3 給食費の支払い方

これまでどおり認定こども園にお支払いいただきます。

	改正前	改正後
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担	
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保護者負担	保護者負担※

※年収360万円未満世帯及び第3子以降は副食費の支払が免除されます。

## 4 幼稚園を利用されている人

教育・保育給付認定（1号）を受け通園している幼稚園は、上記③認定こども園を教育利用されている人をご覧ください。

### 1 保育料の無償化

無償化により、満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円/月まで無償になります。預かり保育料（P48を除く）、給食費（P44を除く）、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢・認定	保育の必要性	改正前	改正後
満3～5歳児クラス 施設等利用給付認定（1号）	なし	園が定めた入園料・保育料を支払い、幼稚園就園奨励費補助制度により308,000円/年を上限に支給	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 施設等利用給付認定（2号）	あり		25,700円/月を上限に無償化※
満3歳児クラス 施設等利用給付認定（3号）			11,300円/月を上限に預かり保育料の無償化

※原則として現物給付（市区町村が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）となります。

